

火は見てる あなたが離れる その時を

3月1日(土)から7日(金)まで、春の全国火災予防運動が行われます。市消防本部では、火災予防運動期間に合わせてさまざまな行事を行います。この機会に、あらためてわが家の防火対策を考えてみませんか。

火災予防運動は、火災が多く発生しやすくなる時季を迎え、市民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

火災診断に何う職員は、名札と腕章を付け身分証明書を携帯しています。

老朽化消火器などの回収

相次いで発生した消火器の破裂事故の再発を防止するため、住宅などにある老朽化した消火器を有料で処分します。

回収した消火器は、社団法人日本消火器工業会会員各社などで適正に処理されます。

期間 3月1日(土)～7日(金)

午前9時～午後5時

場所 市消防本部予防課(市役所地下1階)、各消防署・分署

料金 1,000円(処分料)

住宅防火対策展

建物火災のうち約6割は住宅火災で、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割を占めています。

特に、住宅火災による死者数の

6割が65歳以上の高齢者となっていることから、今後の高齢化の進展とともにさらに死者数が増加することが懸念されます。

このような状況を踏まえ、住宅防火対策の重要性を理解していただくために、パンフレットや住宅用スプリンクラー設備、住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示会を市役所1階ロビーで開催します。

火災を早期に見出し、避難することにより、火災による死者数を少しでも減らすため、住宅用火災警報器などの設置が義務づけられます。新築の住宅はすでに平成18年6月1日から、既存の住宅も平成20年5月31日まで設置が必要となりました。

ぜひこの機会に住宅用火災警報器やいろいろな住宅用防災用品をご覧ください。

※消火器・住宅用火災警報器の悪質訪問販売による被害が発生していますのでご注意ください。火災予防運動期間中の防火相談は市消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

市消防本部予防課

成田消防署	(☎20-11591)
飯岡分署	(☎20-11594)
三里塚消防署	(☎36-01119)
空港分署	(☎35-11007)
赤坂消防署	(☎30-11187)
大栄消防署	(☎26-32110)
下総分署	(☎73-4141)
	(☎96-11119)



住宅を火災から守るために(住宅防火対策展)